3-2. 下水道全体計画（汚水）の概要、方針

本市は平成 17 年 4 月 1 日に石巻地域 1 市 6 町（石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町）が合併して、新・石巻市となった。

このうち旧石巻市の旧北上川を境にして東部地区については、石巻市公共下水道として昭和 48 年度より整備を開始しており、昭和 56 年 10 月より処理を開始している。その後平成 8 年からは旧河北町、旧桃生町、女川町とともに北上川下流東部流域下水道として位置付けられ、平成 8 年度に旧河北町においては流域関連公共下水道として、旧桃生町においては流域関連特定環境保全公共下水道として整備を開始し、ともに平成 16 年度から供用を開始している。

そうした中、本市では平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災により建物の損壊などの他、特に沿岸地域では津波により多大な被害を受けた。この震災を受け、「災害に強いまちづくり」、「産業・経済の再生」、「絆と協働の共鳴社会づくり」の三つの基本理念のもと復興計画を進めてきた。

その後、令和 7 年度に宮城県生活排水処理基本構想見直しを受け、下水道計画区域の変更及び計画諸元の見直しを行った。令和 7 年度の下水道全体計画の変更では、石巻地区は約 830.10ha、桃生地区は 261.20ha、河北地区は 152.20ha の約 1,243.50ha を汚水整備全体計画区域としている。

下水道計画一般図を図 3-2 に示す。

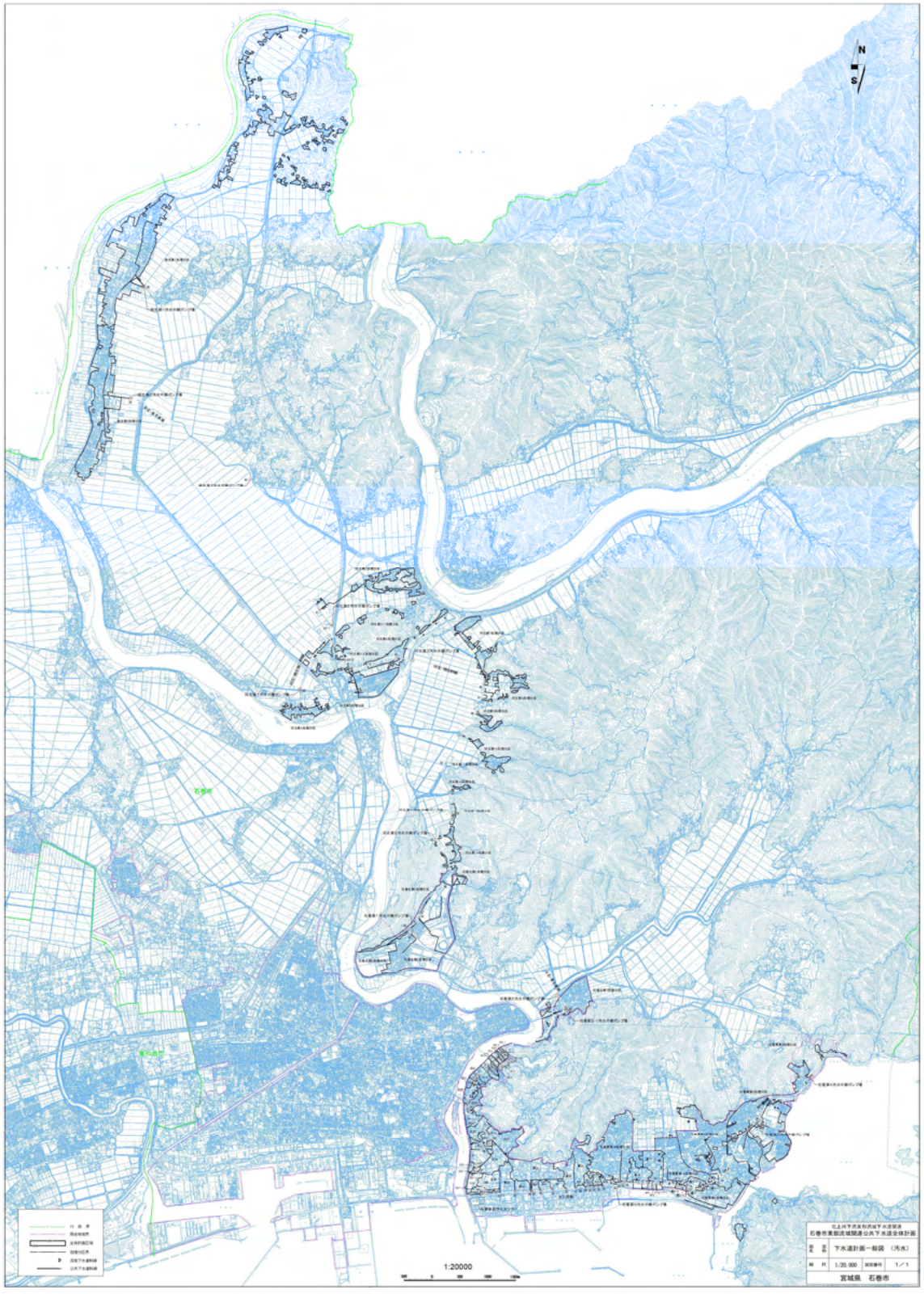


図 3-2　令和 7 年度全体計画一般図

3-3. 都市計画変更（汚水）の概要及び方針

本市では、石巻市生活排水処理基本構想で下水道整備が有利とされた区域及び当該区域の近隣に位置する家屋及び事業所等について、都市計画変更により排水区域を定めてきた。

今回の変更では、社会情勢の変化に応じた石巻市生活排水処理基本構想の見直しにあわせて排水区域を変更する。

処理分区毎の追加・廃止面積は表　3-2 に示すとおりであり、排水区域面積は約 1,068ha（石巻地区　約 939ha、河北地区　約 129ha）から約 922ha（石巻地区　約 824ha、河北地区　約 98ha）となる。なお、排水区域の主な変更理由については後述する。

表 3-2　排水区域（汚水）の変更概要（その 1）

処理分区名		排水面積 ha（令和5年1月）	排水面積 ha（今回変更）			
			追加	廃止	今回決定	増減
石巻地区東	石巻東第1	5.80	0.00	5.80	0.00	−5.80
	石巻東第2	48.30	0.00	33.80	14.50	−33.80
	石巻東第3	124.40	0.00	19.00	105.40	−19.00
	石巻東第4	101.00	0.00	2.30	98.70	−2.30
	石巻東第5	2.10	0.00	0.00	2.10	0.00
	石巻東第6	0.50	0.00	0.00	0.50	0.00
	石巻東第7	0.70	0.00	0.00	0.70	0.00
	石巻東第8	35.30	0.00	2.70	32.60	−2.70
	石巻東第9-1	6.00	0.00	0.10	5.90	−0.10
	石巻東第9-2	0.70	0.00	0.00	0.70	0.00
	石巻東第9-3	1.10	0.00	0.10	1.00	−0.10
	石巻東第10	50.40	0.00	9.30	41.10	−9.30
	石巻東第11-1	0.20	0.00	0.00	0.20	0.00
	石巻東第11-2	18.80	0.00	0.10	18.70	−0.10
	石巻東第12	0.80	0.00	0.00	0.80	0.00
	石巻東第13	0.80	0.00	0.00	0.80	0.00
	石巻東第14	1.00	0.00	0.00	1.00	0.00
	石巻東第15	14.30	0.00	1.00	13.30	−1.00
	石巻東第16	73.30	0.00	1.30	72.00	−1.30
	石巻東第17	0.30	0.00	0.20	0.10	−0.20
	石巻東第18	0.80	0.00	0.10	0.70	−0.10
	石巻東第19	2.30	0.00	0.40	1.90	−0.40
	石巻東第20	0.70	0.00	0.40	0.30	−0.40
	石巻東第21	4.10	0.00	0.10	4.00	−0.10
	石巻東第22	0.60	0.00	0.30	0.30	−0.30
	石巻東第23	2.80	0.00	0.00	2.80	0.00
	石巻東第24	0.90	0.00	0.30	0.60	−0.30
	石巻東第25	16.60	0.00	0.00	16.60	0.00
	石巻東第26	12.60	0.00	0.30	12.30	−0.30
	石巻東第27	4.70	0.00	0.50	4.20	−0.50
	石巻東第28	3.70	0.00	0.50	3.20	−0.50
	石巻東第29	3.30	0.00	0.40	2.90	−0.40
	石巻東第30	30.20	0.00	0.10	30.10	−0.10
	石巻東第31	5.80	0.00	0.60	5.20	−0.60
	石巻東第32	12.30	0.00	0.40	11.90	−0.40

表 3-3　排水区域（汚水）の変更概要（その 2）

処理分区名		排水面積 ha（令和5年1月）	排水面積 ha（今回変更）			
			追加	廃止	今回決定	増減
石巻地区北	石巻北第1	12.20	0.00	4.70	7.50	-4.70
	石巻北第2	58.40	0.00	8.40	50.00	-8.40
	石巻北第3	36.50	0.00	2.60	33.90	-2.60
	石巻北第4	60.40	0.00	0.00	60.40	0.00
	石巻北第5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	石巻北第6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	石巻北第7	42.20	0.00	4.00	38.20	-4.00
	石巻北第8-1	0.20	0.00	0.20	0.00	-0.20
	石巻北第8-2	0.40	0.00	0.40	0.00	-0.40
	石巻北第8-3	0.40	0.00	0.40	0.00	-0.40
	石巻北第8-4	0.20	0.00	0.20	0.00	-0.20
	石巻北第8-5	0.40	0.00	0.40	0.00	-0.40
	石巻北第8-6	0.10	0.00	0.10	0.00	-0.10
	石巻北第8-7	0.20	0.00	0.20	0.00	-0.20
	石巻北第8-8	0.20	0.00	0.20	0.00	-0.20
	石巻北第8-9	0.10	0.00	0.10	0.00	-0.10
	石巻北第8-10	0.10	0.00	0.10	0.00	-0.10
	石巻北第8-1	1.90	0.00	0.00	1.90	0.00
	石巻北第8-2	0.40	0.00	0.00	0.40	0.00
	石巻北第9	2.20	0.00	0.50	1.70	-0.50
	石巻北第10	0.50	0.00	0.00	0.50	0.00
	石巻北第11	1.70	0.00	0.10	1.60	-0.10
	石巻北第12	0.80	0.00	0.00	0.80	0.00
	石巻北第13	0.90	0.00	0.00	0.90	0.00
	石巻北第14	0.90	0.00	0.00	0.90	0.00
	石巻北第15	2.70	0.00	1.90	0.80	-1.90
	石巻北第16	1.50	0.00	0.00	1.50	0.00
	石巻北第17	4.00	0.00	0.00	4.00	0.00
	石巻北第18	6.20	0.00	0.00	6.20	0.00
	石巻北第19	2.30	0.00	0.30	2.00	-0.30
	石巻北第20	0.10	0.00	0.00	0.10	0.00
	石巻北第21	2.70	0.00	0.80	1.90	-0.80
	石巻北第22	5.10	0.00	0.60	4.50	-0.60
	石巻北第23	6.80	0.00	2.00	4.80	-2.00
	石巻北第24	8.90	0.00	1.80	7.10	-1.80
	石巻北第25	9.80	0.00	0.60	9.20	-0.60
	石巻北第26	3.00	0.00	0.00	3.00	0.00
	石巻北第27	18.90	0.00	1.10	17.80	-1.10
	石巻北第28	1.00	0.00	0.00	1.00	0.00
	石巻北第29	1.40	0.00	0.00	1.40	0.00
	石巻北第30	5.10	0.00	0.60	4.50	-0.60
	石巻北第31	9.20	0.00	0.30	8.90	-0.30
	石巻北第32	2.70	0.00	0.30	2.40	-0.30
	石巻北第33	0.30	0.00	0.00	0.30	0.00
	石巻北第34	14.70	0.00	0.00	14.70	0.00
	石巻北第35	7.60	0.00	1.30	6.30	-1.30
	石巻北第36	10.30	0.00	0.00	10.30	0.00
	石巻北第37	3.10	0.00	0.10	3.00	-0.10
	石巻北第38	3.60	0.00	1.50	2.10	-1.50
桃生地区	桃生第1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	桃生第1-2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	桃生第2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	桃生第3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	桃生第4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
河北地区	河北第1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	河北第2	26.70	0.00	5.30	21.40	-5.30
	河北第3-1	28.60	0.00	15.60	13.00	-15.60
	河北第3-2	1.20	0.00	0.40	0.80	-0.40
	河北第4	17.20	0.00	6.30	10.90	-6.30
	河北第5	31.30	0.00	1.80	29.50	-1.80
	河北第6	17.40	0.00	1.60	15.80	-1.60
	河北第7	6.90	0.00	0.10	6.80	-0.10
石巻地区東　計		587.00	0.00	80.10	507.00	80.00
石巻地区北　計		352.00	0.00	35.80	317.00	35.00
河北地区　　計		129.00	0.00	31.10	98.00	31.00
北上川下流東部処理区 計		1,068.00	0.00	147.00	922.00	146.00

※合計面積は四捨五入により整数で表示

4. 排水区域（汚水）の追加、廃止理由について

4-1. 排水区域の追加、廃止箇所について

排水区域の主な変更理由を表 4-1 に、排水区域の変更箇所図を図 4-1 に示す。

表 4-1　排水区域の主な変更理由

位置番号	主な変更理由
①	当該区域内で汚水の発生源がないため
②	「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」により個別処理と集合処理の比較検討の結果、個別処理が有利と判断されたため
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	

※その他の区域：経済性や家屋立地の状況等を総合的に考慮し、個別処理有利と判断した。

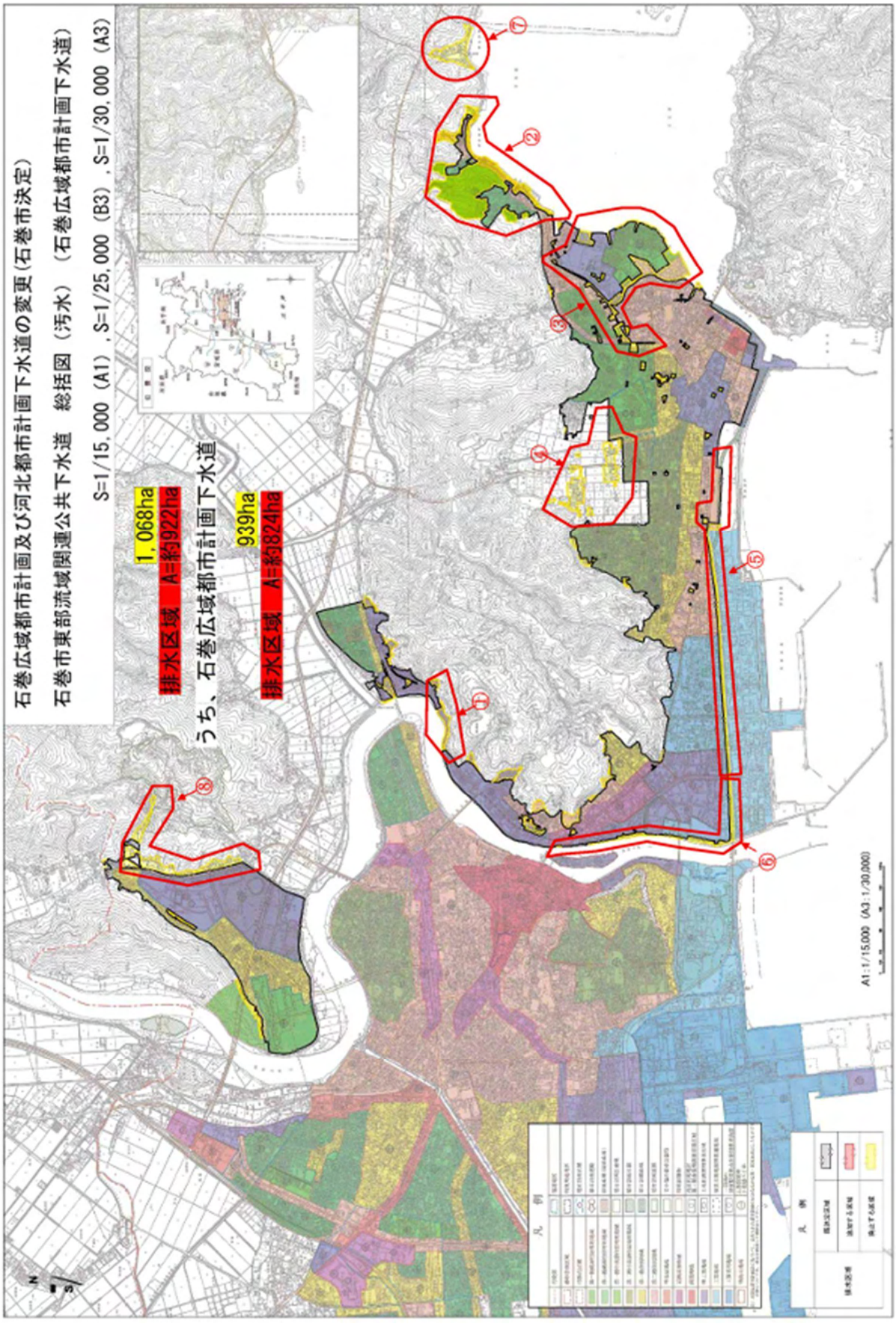


図 4-1　排水区域の変更箇所図(1/2)

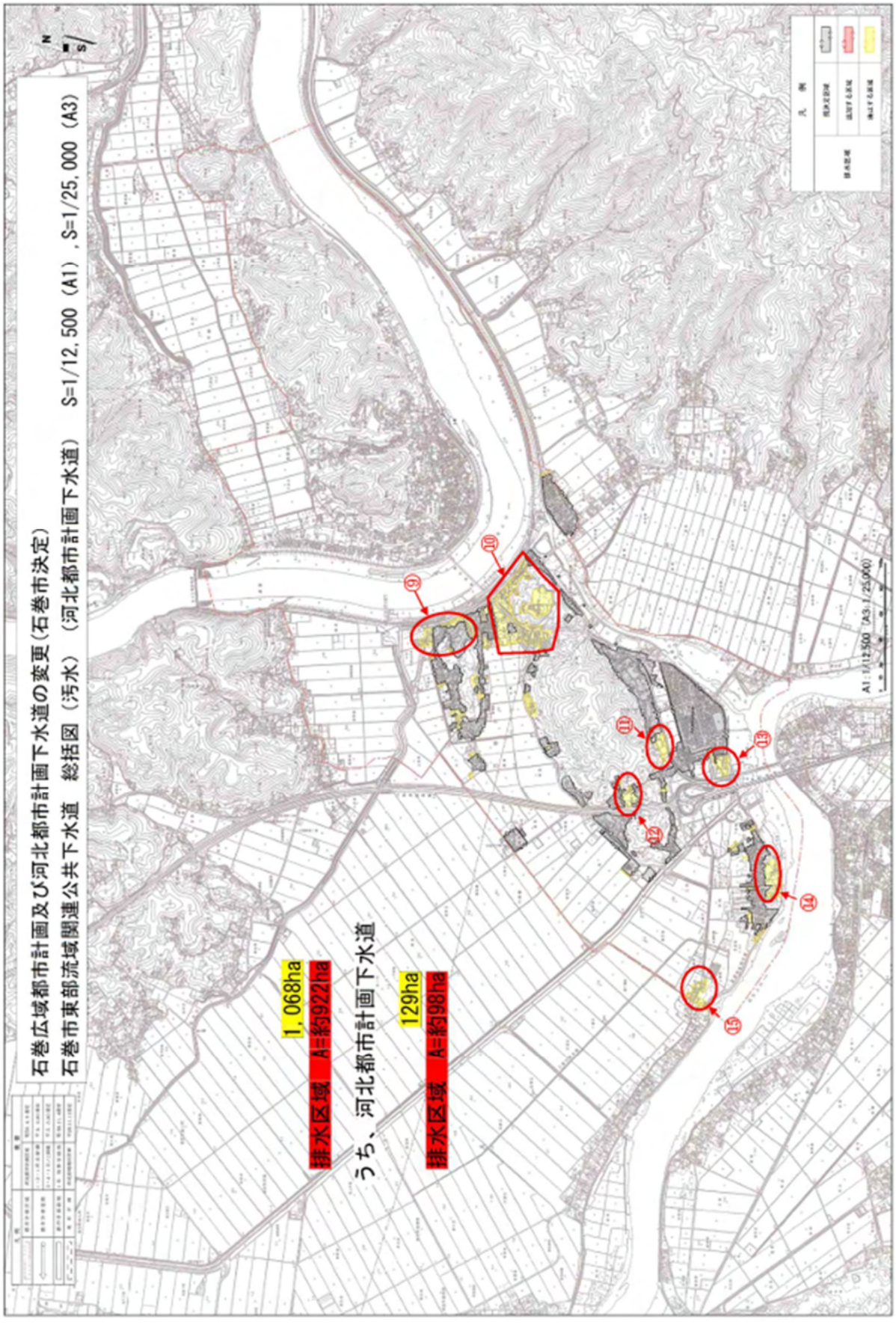


図 4-2　排水区域の変更箇所図(2/2)

河北都市計画下水道
（石巻市決定）

都市計画石巻市公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称　　石巻市公共下水道

2. 排水区域

(1)汚水　「排水区域は総括図表示のとおり」

変更前：赤

変更後：黒

名称	面積	備考
石巻市公共下水道	94ha 約86ha	

(2)雨水　「排水区域は総括図表示のとおり」

変更前：赤

変更後：黒

名称	面積	備考
石巻市公共下水道	約70ha	

3. 下水管渠

(1)汚水　下水管渠なし

(2)雨水　下水管渠なし

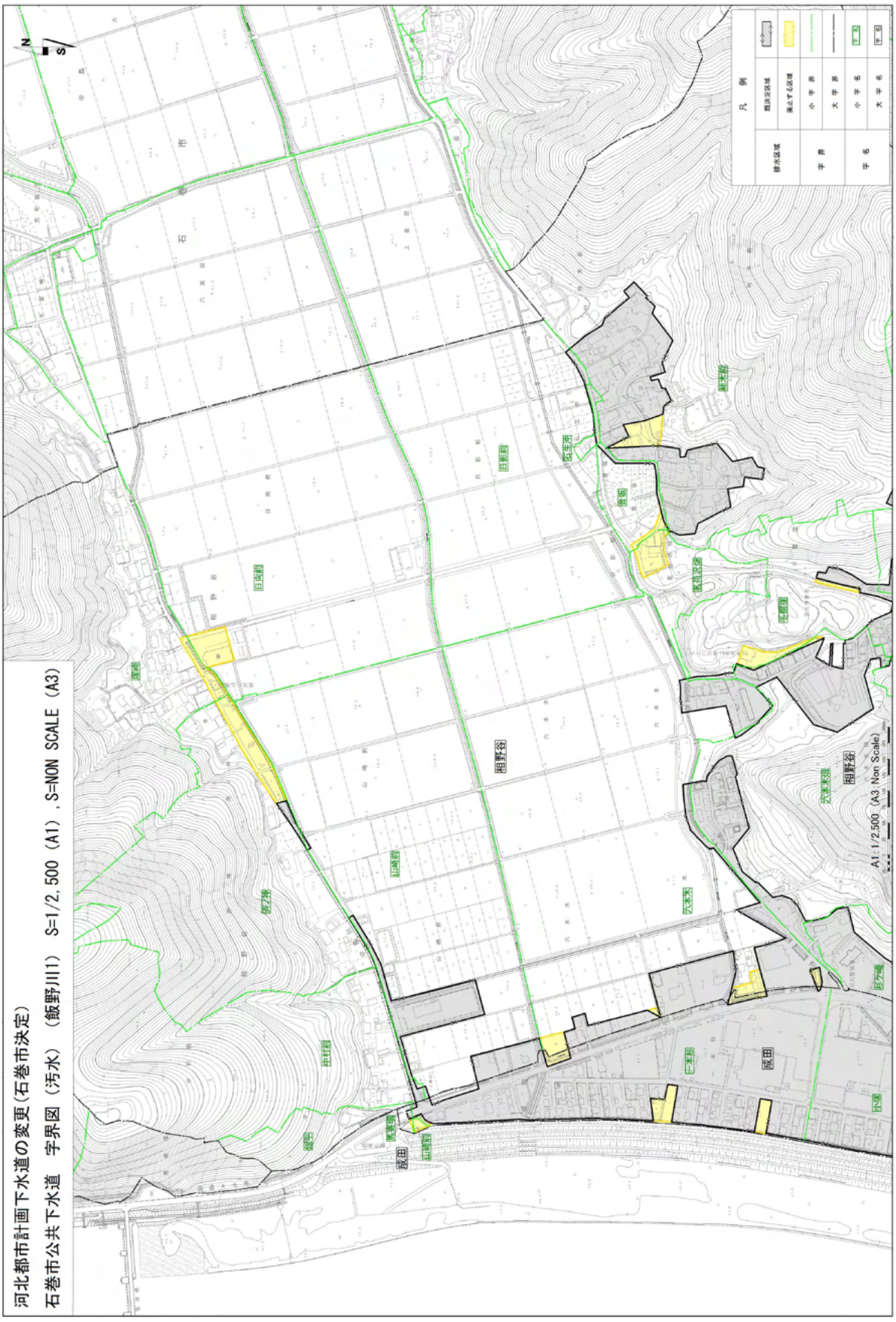
4. その他の施設

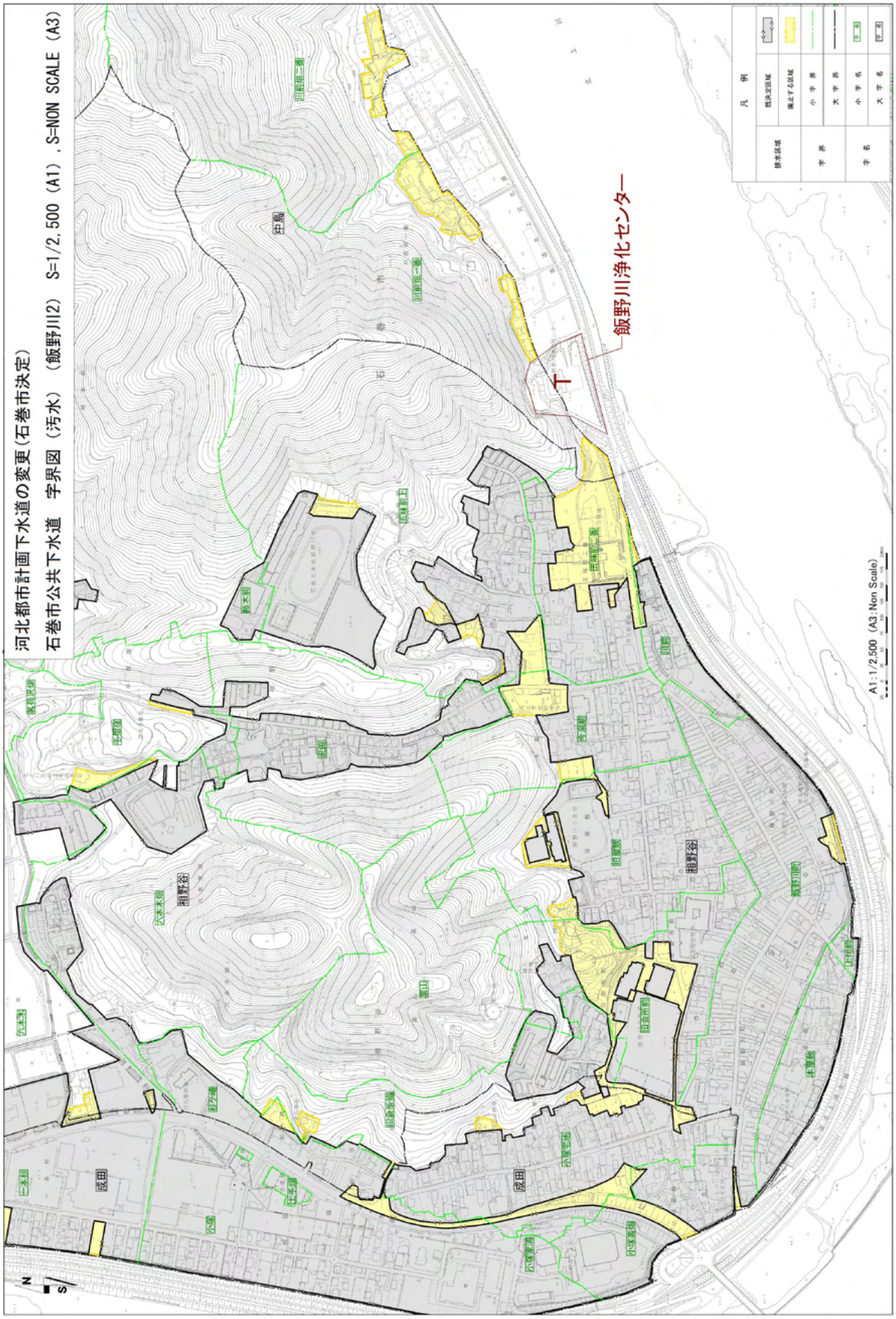
内訳	位置	備考（面積）
飯野川浄化センター	石巻市中島字川前畑一番地先	汚水　約11,400㎡
飯野川排水機場	石巻市相野谷字五味前二番	雨水　約 3,200㎡

2. 排水区域

(1) 汚水

市町村名	追加する区域			廃止する区域		
	大字名	小字名	全部・一部の別	大字名	小字名	全部・一部の別
いしのまきし 石巻市				なりた 成田	うまよせば 馬寄場	一部
				なりた 成田	やまざきまえ 山崎前	全部
				なりた 成田	いっぽんすぎ 一本杉	一部
				なりた 成田	こづか 小塚	一部
				なりた 成田	こづかたくち 小塚宅地	一部
				なりた 成田	こづかうらはた 小塚裏畑	一部
				あいのや 相野谷	さいのかみ 斉ノ神	一部
				あいのや 相野谷	つかざき 塚崎	一部
				あいのや 相野谷	ひなたまえ 日向前	一部
				あいのや 相野谷	ろっぽんぎ 六本木	一部
				あいのや 相野谷	ろっぽんぎはた 六本木畑	一部
				あいのや 相野谷	てすりくぼ 手摺窪	一部
				あいのや 相野谷	みょうがさわはた 茗荷沢畑	一部
				あいのや 相野谷	おとさか 音坂	一部
				あいのや 相野谷	かきのきまえ 柿木前	一部
				あいのや 相野谷	すぎがさき 杉ケ崎	一部
				あいのや 相野谷	きゅうかいしょわき 旧会所脇	一部
				あいのや 相野谷	きゅうかいしょまえ 旧会所前	一部
				あいのや 相野谷	いいのかわまち 飯野川町	一部
				あいのや 相野谷	きゅうやしき 旧屋敷	一部
				あいのや 相野谷	いまいずみまえ 今泉前	一部
				あいのや 相野谷	ごみまえかみ 五味前上	一部
				あいのや 相野谷	ごみまえにばん 五味前二番	一部
				あいのや 相野谷	かわまえ 川前	一部
				なかじま 中島	かわまえはたいちばん 川前畑一番	一部
				なかじま 中島	かわまえはたにばん 川前畑二番	一部


河北都市計画下水道の変更(石巻市決定)
石巻市公共下水道　字界図（汚水）（飯野川1）　S=1/2,500（A1）,S=NON SCALE（A3）
凡例
排水区域
廃止予定区域
字界
小字界
大字界
字名
小字名
大字名
N
S
相野谷
成田
A1:1/2,500 (A3:Non Scale)


河北都市計画下水道の変更(石巻市決定)
石巻市公共下水道　字界図（汚水）（飯野川2）　S=1/2,500（A1）,S=NON SCALE（A3）
飯野川浄化センター
下
凡例
排水区域
既決定区域
廃止する区域
字界
小字界
大字界
字名
小字名
大字名
A1:1/2,500 (A3:Non Scale)
N
S

1. 計画の経緯

石巻市の公共下水道事業は、平成 17 年 4 月 1 日に行われた石巻地域 1 市 6 町による合併により現在の姿となっている。流域関連公共下水道としては、北上川下流処理区（石巻地区、河南地区）及び北上川下流東部処理区（石巻地区、河北地区、桃生地区）の 2 処理区、単独公共下水道としては、飯野川処理区、北上処理区、鮎川処理区の 3 処理区、合計 5 処理区について事業を推進している。

また、本市では東日本大震災を受け、「石巻市震災復興基本計画（平成 23 年 8 月)」を策定し、「災害に強いまちづくり」、「産業経済の再生」、「絆と協働の共鳴社会づくり」を基本理念として復興を進めてきた。令和 8 年現在、復旧・復興に向けた取組は概ね完了しており、今後は震災復興後の都市機能を踏まえ、適正に整備、開発及び保全を行うものとしている。

今回の変更は、令和 7 年度の宮城県生活排水処理基本構想の見直しに伴い、石巻市において効率的な下水道計画区域の再検討が行われたことから、石巻市公共下水道全体計画との整合を確保するため、汚水排水区域を変更するものである。

表 1-1 に都市計画決定変更の経緯を示す。

表 1-1　都市計画決定変更の経緯

	石巻市公共下水道（飯野川処理区）
当　初 決　定	河北町告示第　号(平成　年　月　日) 汚水：49 ha　雨水：70 ha
第 1 回 変　更	河北町告示第 27 号(平成 9 年 12 月 5 日) 汚水：49 ha　雨水：70 ha
第 2 回 変　更	河北町告示第　号(平成 15 年 5 月 30 日) 汚水：86 ha　雨水：70 ha
第 3 回 変　更	石巻市告示第 326 号(平成 19 年 11 月 30 日) 汚水：94 ha　雨水：70 ha
今　回 変　更	石巻市告示第　号(令和　年　月　日) 汚水：86 ha　雨水：70 ha

2. 変更理由

汚水と雨水の変更理由をそれぞれに示す。

＜汚水＞

今回の変更は、社会情勢の変化に応じた石巻市生活排水処理基本構想の見直しにあわせて排水区域を変更する。

今回の変更により、汚水計画区域は約 8ha を廃止し、合計約 86ha となる。

表 2-1　排水区域の新旧対照表（汚水）

名称	面積	備考
石巻市公共下水道	94ha 約86ha	

＜雨水＞

今回、雨水の変更はない。

表 2-2　排水区域の新旧対照表（雨水）

名称	面積	備考
石巻市公共下水道	約70ha	

3. 計画の概要（汚水）

3-1. 生活排水処理基本構想の概要、方針

石巻市生活排水処理基本構想は、石巻市総合基本計画における“心ゆたかな誇れるまちづくり”を達成するため、各種生活排水処理施設の特徴及び地域特性に応じた効率的で効果的な整備手法を選定している。

生活排水処理基本構想の策定経緯は表 3-1 に示すとおりであり、直近の見直しは令和 7 年度に実施している。令和 7 年度見直しにおける石巻市生活排水処理基本構想図を図 3-1 に示す。

表 3-1　生活排水処理基本構想策定の経緯

年　度	宮 城 県	石巻市（旧市町含む）
平成 7 年度	宮城県下水道整備基本構想	旧市町において市町村構想の資料を提出
平成 14 年度	人～水～地球 甦る水環境みやぎ （生活排水処理基本構想）	旧市町において市町村構想の資料を提出
平成 17 年度	―	石巻市下水道整備基本構想 （市町合併に伴う旧市町構想を合冊）
平成 18 年度	―	石巻市下水道整備基本構想 （経済比較等により整備手法の一部見直し）
平成 20 年度	人～水～地球 甦る水環境みやぎ （生活排水処理基本構想） の見直し	石巻市生活排水処理基本構想策定 （社会情勢の変化に応じた県構想 の見直しに伴うもの）
平成 21 年度		―
平成 27 年度	人～水～地球 甦る水環境みやぎ （宮城県生活排水処理基本構想） の見直し	石巻市生活排水処理基本構想の見直し （「持続可能な汚水処理ｼｽﾃﾑ構築に向けた都道府県構想策定ﾏﾆｭｱﾙ」に応じた県構想見直しに伴うもの）
令和 7 年度	甦る水環境みやぎ （宮城県生活排水処理基本構想） の見直し	【今回】 石巻市生活排水処理基本構想の見直し （社会情勢の変化に応じた県構想 の見直しに伴うもの）

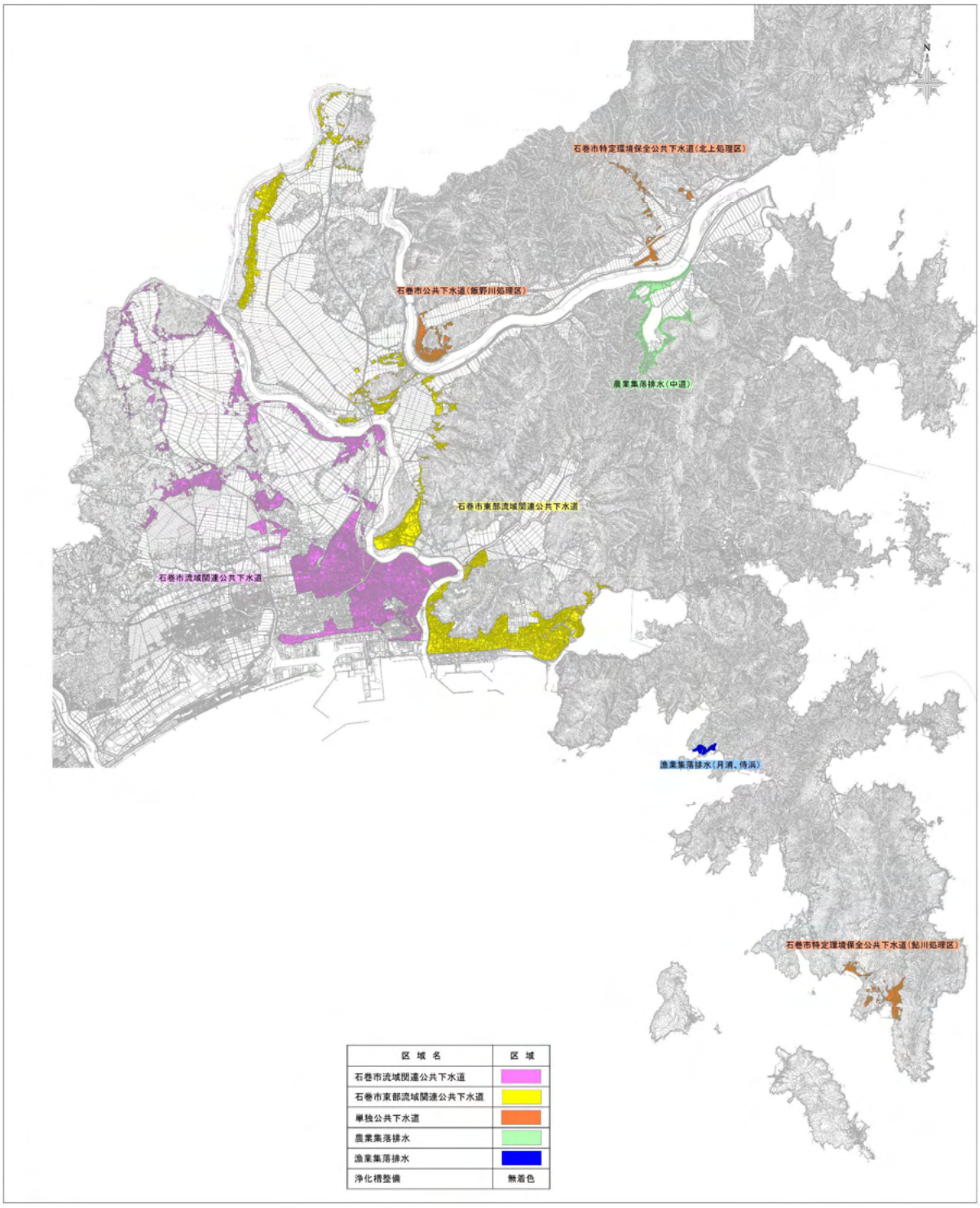


図 3-1　石巻市生活排水処理基本構想図（令和 7 年度策定）

3-2. 下水道全体計画（汚水）の概要、方針

本市は平成 17 年 4 月 1 日に石巻地域 1 市 6 町（石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町）が合併して、新・石巻市となった。

このうち旧石巻市の旧北上川を境にして西部地区については、「北上川下流流域下水道関連石巻市流域関連公共下水道」として平成 3 年度より整備を開始しており、平成 10 年 4 月より供用を開始している。また、旧河南町についても平成 3 年度より整備を開始しており、旧石巻市同様に平成 10 年 4 月より供用を開始している。

そうした中、本市では平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災により建物の損壊などの他、特に沿岸地域では津波により多大な被害を受けた。この震災を受け、「災害に強いまちづくり」、「産業・経済の再生」、「絆と協働の共鳴社会づくり」の三つの基本理念のもと復興計画を進めてきた。

その後、令和 7 年度に宮城県生活排水処理基本構想見直しを受け、下水道計画区域の変更及び計画諸元の見直しを行った。令和 7 年度の下水道全体計画の変更では、飯野川処理区は約 87.40ha を汚水整備全体計画区域としている。

下水道全体計画一般図を図 3-2 に示す。

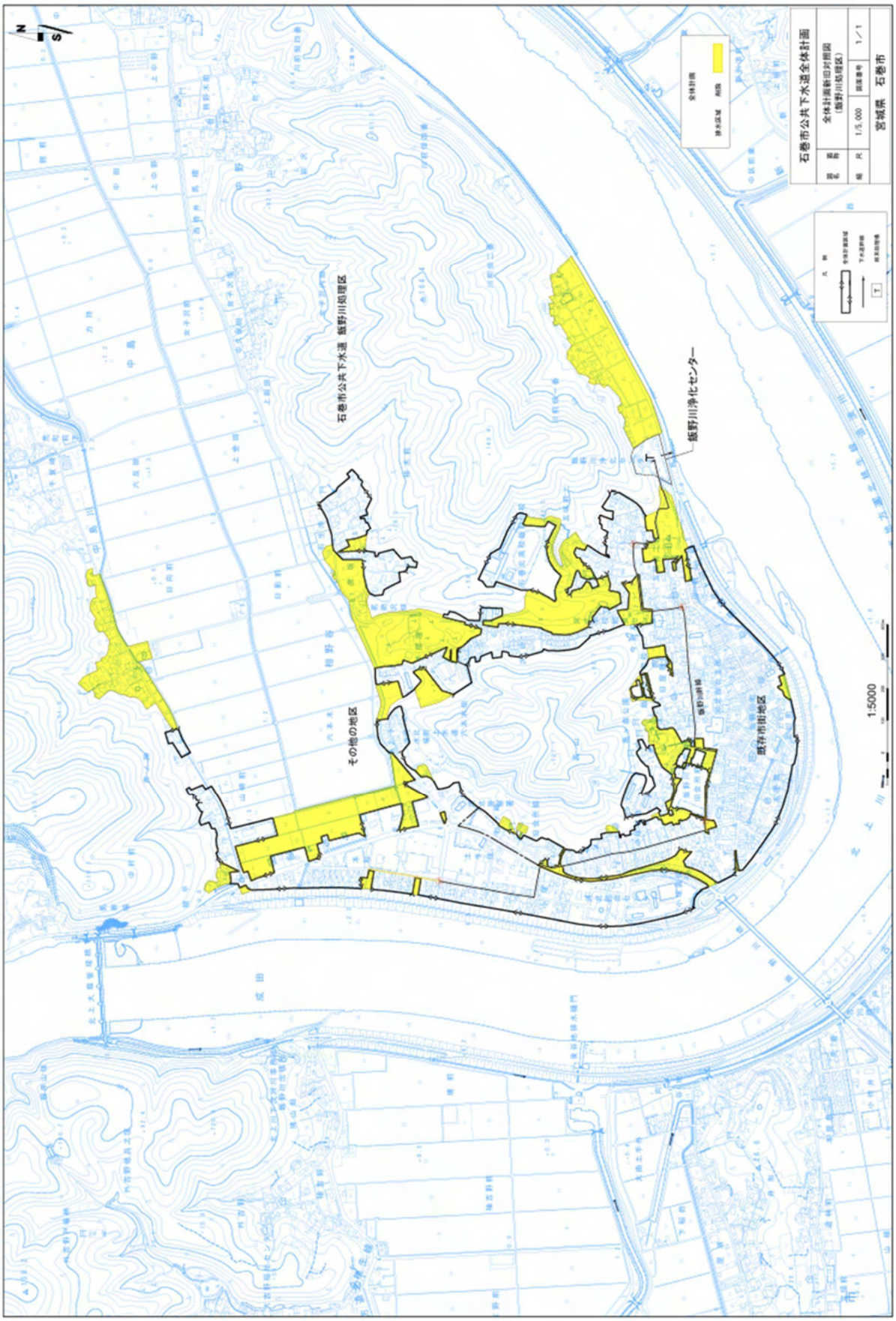


図 3-2　令和 7 年度全体計画　全体計画一般図

3-3. 都市計画変更（汚水）の概要、方針

本市では、石巻市生活排水処理基本構想で下水道整備が有利とされた区域及び当該区域の近隣に位置する家屋及び事業所等について、都市計画変更により排水区域を定めてきた。

今回の変更では、社会情勢の変化に応じた石巻市生活排水処理基本構想の見直しにあわせて排水区域を変更する。

排水区域面積は表 3-2 に示すとおりであり、約 94ha から約 86ha となる。

表 3-2　排水区域（汚水）の変更概要

処理区名	排水面積 ha（平成19年11月）	排水面積 ha(今回変更)			
		追加	廃止	今回決定	増減
飯野川	94.00		8.50	85.50	−8.50

※合計面積は四捨五入により整数で表示

4. 排水区域（汚水）の変更理由

排水区域の変更箇所図を図 4-1 に示す。いずれの変更（廃止）箇所についても、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」により個別処理と集合処理の比較検討の結果、個別処理が有利と判断されたため、排水区域から廃止した。

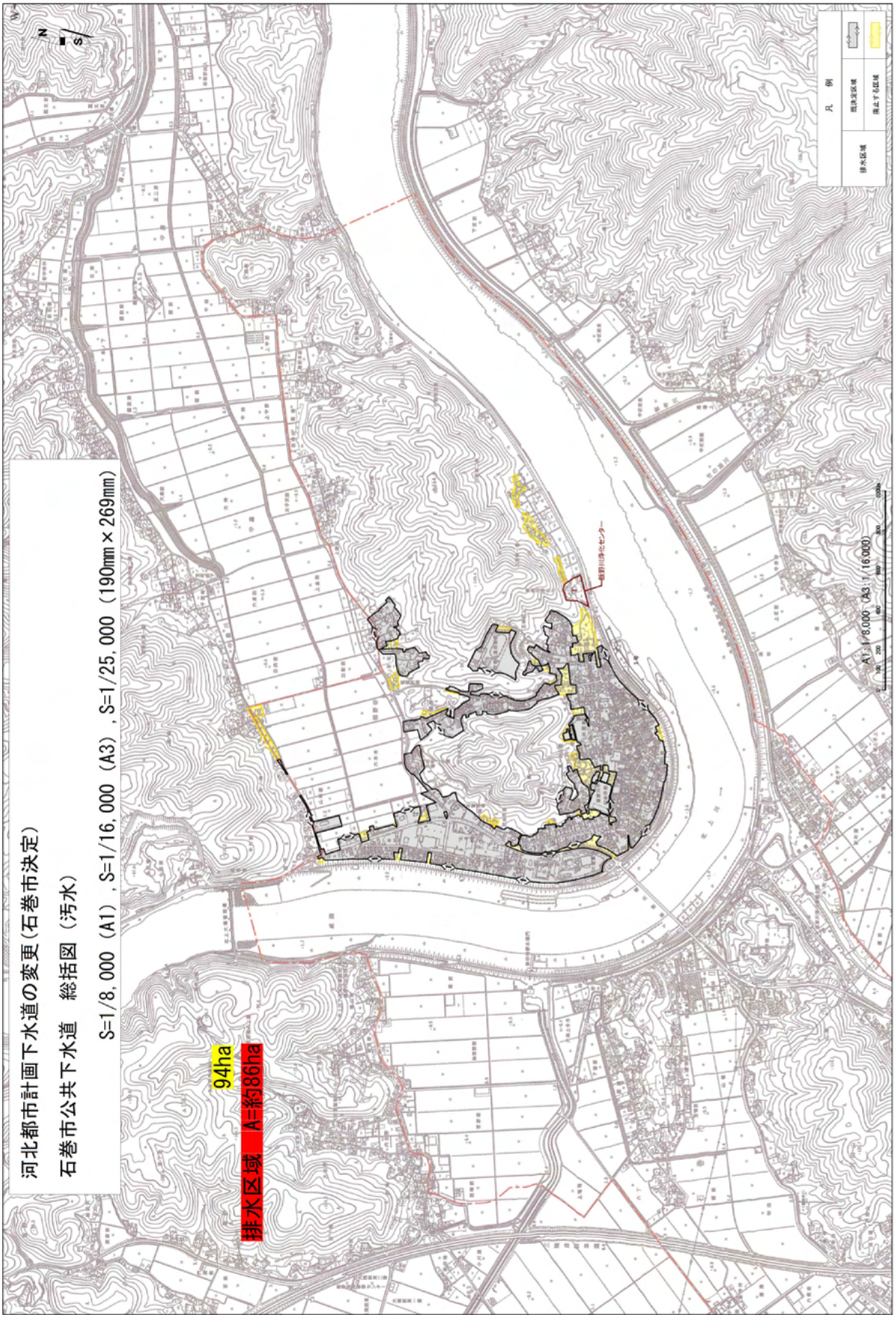


図 4-1　排水区域の変更箇所図